

清水町国民健康保険条例（昭和34年清水町条例第3号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
附 則 1・2 （略） <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u> 3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合に限る。</u>）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項の規定による標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その額とする。 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 <u>（傷病手当金と給与等及び他制度との調整）</u> 6 第3項の期間において、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。た	附 則 1・2 （略）

改 正 後	改 正 前
<u>だし、その受けることができる給与等の額が、第３項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u> <u>7 第３項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の清水町国民健康保険条例附則第３項から附則第７項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。